



2013年5月30日 「地方法人課税のあり方等に関する検討会」

フランス地方財政調整における 「水平調整」導入の背景と意義

～欧州危機・国家財政難と「調整継続」の意思表示～

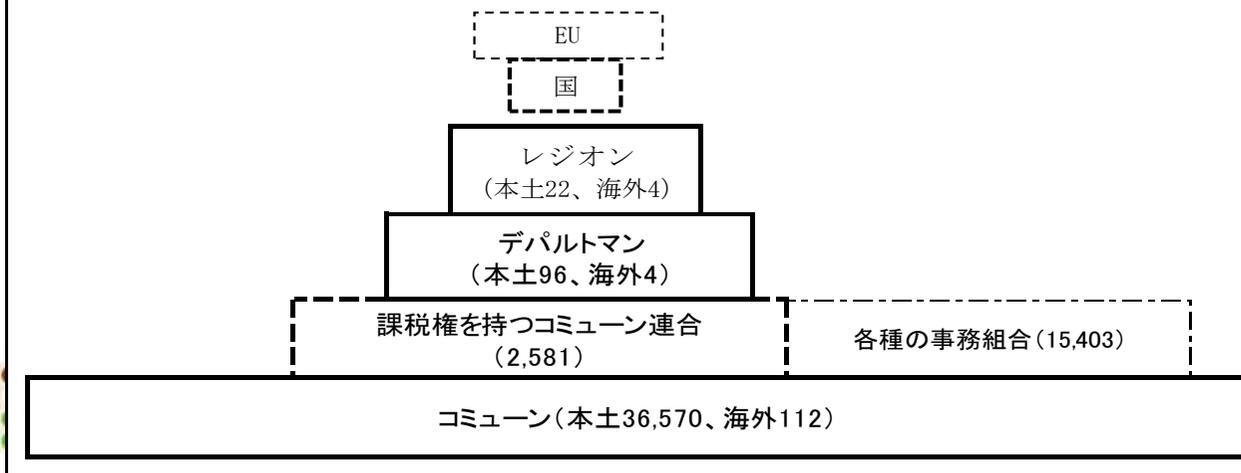
神奈川大学 経営学部 教授
青木 宗明



導入されつつある3つの全国的な「水平調整」制度

導入年	名称	略称	調整の対象
2011年～	不動産有償譲渡税(DMTO)平衡基金 Le Fonds de péréquation des droits de mutation à titre onéreux	FPDMTO	DMTO税收 デパルトマン間
2012年～	コミュン・コミュン連合財源平衡全国基金 Le Fonds national de péréquation des ressources intercommunales et communales	FPIC	コミュン・ コミュン連合間
2013年～	事業付加価値税(CVAE)平衡デパルトマン基金 事業付加価値税(CVAE)平衡レジオン基金 Les fonds départementaux et régionaux de péréquation de la contribution sur la valeur ajoutée des entreprises	FDPCVAE	CVAE税收 デパルトマン間
		FRPCVAE	CVAE税收 レジオン間

フランスの行政・統治機構(自治体数は2010年、コミュン連合のみ2012年現在)



(1) FPDMTO (不動産有償譲渡税平衡デパルトマン基金)

FPDMTOの総額

毎年度3.8億ユーロ (税込総額は2011年に86億ユーロ)

税込削減 (=財源拠出) デパルトマン

①住民1人あたり税込額が全国平均の75%超

②前2カ年と比した税込増加率が消費者物価上昇率の2倍超

交付デパルトマンと交付額

交付の基準は「財政力」とDMTO税込額

FPDMTOの交付3パートと算定式(配分ポイントは2012年度の数値)

①住民1人あたり「財政力」

$$\text{各団体交付額} = \frac{\text{当該団体1人あたり「財政力」}}{\text{全国1人あたり「財政力」}} \times \text{配分ポイント}(1,643,177.843628210\text{ユーロ})$$

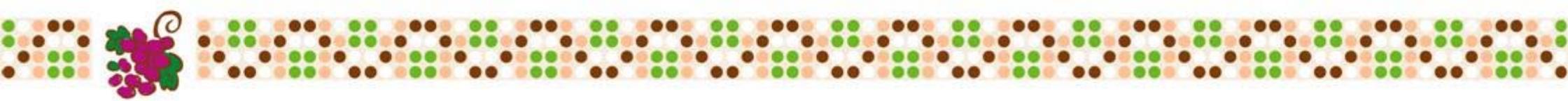
② 住民1人あたり「財政力」に人口を乗じた数値

$$\text{各団体交付額} = \frac{\text{当該団体1人あたり「財政力」}}{\text{全国1人あたり「財政力」}} \times \text{当該団体人口} \times \text{配分ポイント}(3.122695971002\text{ユーロ})$$

③ 住民1人あたりDMTO額

$$\text{各団体交付額} = \frac{\text{当該団体1人あたり税込額}}{\text{全国1人あたり税込額}} \times \text{配分ポイント}(1,094,525.76330359\text{ユーロ})$$





(2) FPIC (コミューン・コミューン連合財源平衡全国基金)

❖ FPICの総額

コミューン・コミューン連合の税収総額の2%相当額 (2016年~)
(約10億ユーロ程度とされている)

❖ 税収削減 (=財源拠出) 連合・コミューン

住民1人あたり「統合財政力 (potentiel financier agrégé : PFIA)」が
全国平均の90% 超 (人口の多い自治体ほど人口が割増される)

❖ 交付連合・交付コミューンと交付額

交付の基準は「財源と財政需要を表す総合指数」

総合指数の算定式

$$\text{総合指数} = 60\% \times \frac{\text{1人あたり課税所得の全国平均}}{\text{当該団体の1人あたり課税所得}} + 20\% \times \frac{\text{1人あたりPFIAの全国平均}}{\text{当該団体の1人あたりPFIA}} + 20\% \times \frac{\text{当該団体の課税努力}}{\text{課税努力の全国平均}}$$



(3) FDPCVAE (事業付加価値税 (CVAE) 平衡デパルトマン基金) ・
FRPCVAE (事業付加価値税 (CVAE) 平衡レジオン基金)

FPCVAEの総額

2013年の財政法案：レジオンは5千万、デパルトマンは2.6千万ユーロ

税収削減 (= 財源拠出) デパルトマン・レジオン

住民1人あたり「財政力」が全国平均超

ただし2011年以降の税収増加率が低い自治体は削減されない

交付デパルトマン・レジオン

交付の基準は「財政力」

FPCVAE交付額の算定要素

レ ジ オ ン	1/2	住民1人あたり「財政力」が 全レジオン平均よりどの程度低いかの比率
	1/6	人口
	1/6	公立・私立高校の生徒数、職業実習生の数
	1/6	面積
デ パ ル ト マ ン	1/2	住民1人あたり「財政力」が 全デパルトマン平均よりどの程度低いかの比率
	1/6	人口
	1/6	「職業活動連帯所得」受給者数、75歳以上人口
	1/6	デパルトマン道の延長





本日の論点と結論

- ❖ (1) なぜ「水平調整」が導入されたのか？
 - リーマンショック・欧州危機に端を発した
国の財政難の深刻化
- ❖ (2) 「水平調整」の実態は何か？
 - フランス独特の状況の上に成立する特殊な
制度
 - 「垂直調整による格差是正」と「水平調
整」とに大きな違いはない



(1) なぜ「水平調整」が導入されたのか

❖ 一見すると地方法人課税（職業税＝TP）改革？ それは 見当違い

TP改革後の事業課税

～地方経済税(CET)、設備網を有する企業への概算課税(IFER)～

1、地方経済税(CET)

(la contribution économique territoriale)

各事業の負担するCET納税額(CFE+CVAE)は、各事業の付加価値額の3%が上限

(1) 事業不動産税 la cotisation foncière des entreprises (CFE)

課税団体	コミューンとその連合
課税標準	事業用不動産の賃貸価格の70%
税率	各コミューン・連合が定める

(2) 事業付加価値税 la cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises(CVAE)

課税団体	デパルトマン(税収の48.5%) コミューンと連合(税収の26.5%) レジオン(税収の25%)
納税義務者	売上高15万2,500ユーロ以上の事業者 ただし売上高50万ユーロ未満の事業者は全額減税
課税標準	付加価値 ただし売上高の一定割合で上限 売上高 760万ユーロ未満 売上高の80% 売上高 760万ユーロ以上 売上高の85%
税率	全国一律 15% ただし売上高に応じて累進性 売上高 50万-300万€ 税率0.5% 売上高 300万-1000万€ 税率0.5-1.4% 売上高 1000万-5000万€ 税率1.4-1.5% 売上高 5000万€以上 税率1.5%

2、設備網(物理的ネットワーク)を有する企業への概算課税(IFER)

(l'imposition forfaitaire sur les entreprises de réseaux)

課税団体	コミューンと連合、デパルトマン、レジオン 設備の種類別に税収の帰属・帰属割合が異なる
課税客体	風力発電施設、太陽光発電施設、発電所、変電施設、 中継アンテナ、電話交換施設、鉄道施設
税率	設備の種別に概算税率を設定

❖ 財界が四半世紀にわたって批判。課税ベースに問題あり・・・給与、償却資産・・・

❖ 歴代大統領はいつも批判に「相づち」と同調。

❖ ところが最終的な改革は、批判していた課税ベースがすべて含まれる付加価値(償却資産はCFEに含まれないが)

❖ 負担額が下がればそれで満足らしい(80億ユーロ程度の負担減)





- ❖ TP改革＋付随の改革と財源補償

- ❖ フランス憲法72条2

国の政策による地方負担増・収入減は100%国が補償
地方自主財源比率の維持（＝補償の手段は税源移譲）

- ❖ TP改革による地方減収への補償

DMTO、TASCA（自動車保険契約税）→デパルトマンへ

TASCOM（小売店舗面積税）→コミューン・連合へ

- ❖ 税源移譲後の調整

職業税改革補償交付金（DCRTP）

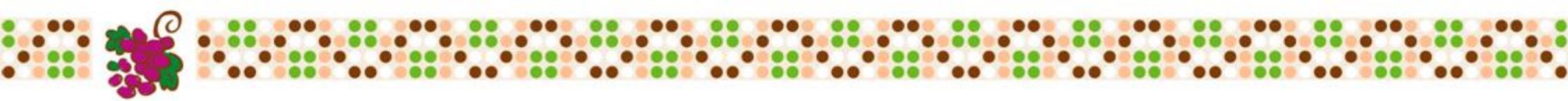
個別自治体歳入補償全国基金（FNGIR）← 水平調整

- ❖ 地方3税の「専有化」

住居税、未建築地税→コミューン・連合のみへ

既建築値税→コミューン・デパルトマンのみへ（レジオン廃止）





「水平調整」導入の本当の理由

- ① リーマン・ショック、欧州財政危機がフランスの国家財政赤字を累増させ、財政難を劇的に深刻化
- ② 従来慣行である地方への財源移転を客観指標（経済成長率、物価上昇率）で増加させることが困難に
- ③ 地方財政調整、特に自治体間の格差是正は、個々の自治体の財源「補償」を目的とする国の交付金の中で、交付金の総額を増加させることで毎年漸進的に強化されてきた
- ④ 財源移転の増加が止まった以上、格差是正の強化を続けるのは困難
- ⑤ しかし憲法72条2には、地方財政調整の強化が明記されている。政府として強化努力を続けねばならない
- ⑥ 財源「補償」交付金（垂直調整）の中で格差是正を強めるという従来のやり方を放棄し、「水平調整」を導入するしか、強化努力を示せない

フランスの政治・行政の慣習は「垂直調整の中での格差是正」であり、「水平調整」は念頭になかった



地方に対する国の財源移転の総額減少

(財源移転の内訳とそれぞれの増減率) (単位=100万ユーロ)

名称	略称	2011年 財政法	2012年 財政法	増加率	2012年 構成比
国から地方への移転総額(「直入」含む)(1)+(2)		73,648	73,447	-0.3%	100%

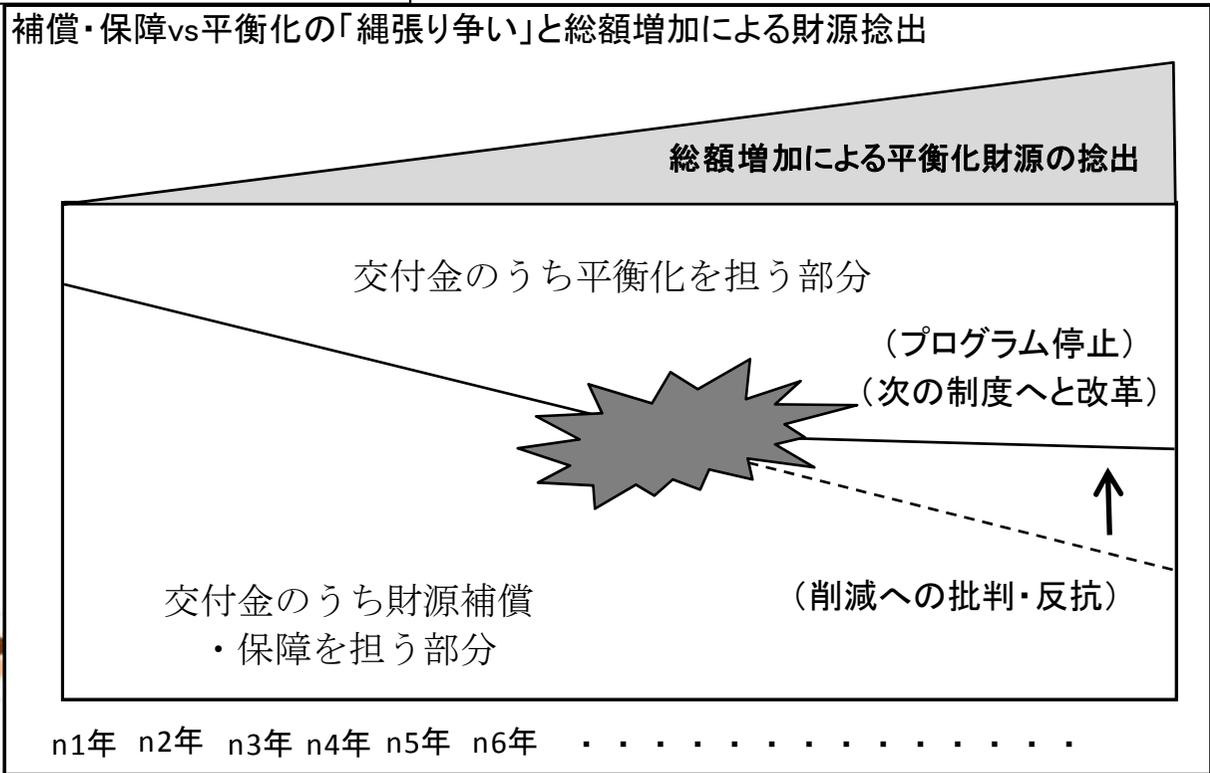
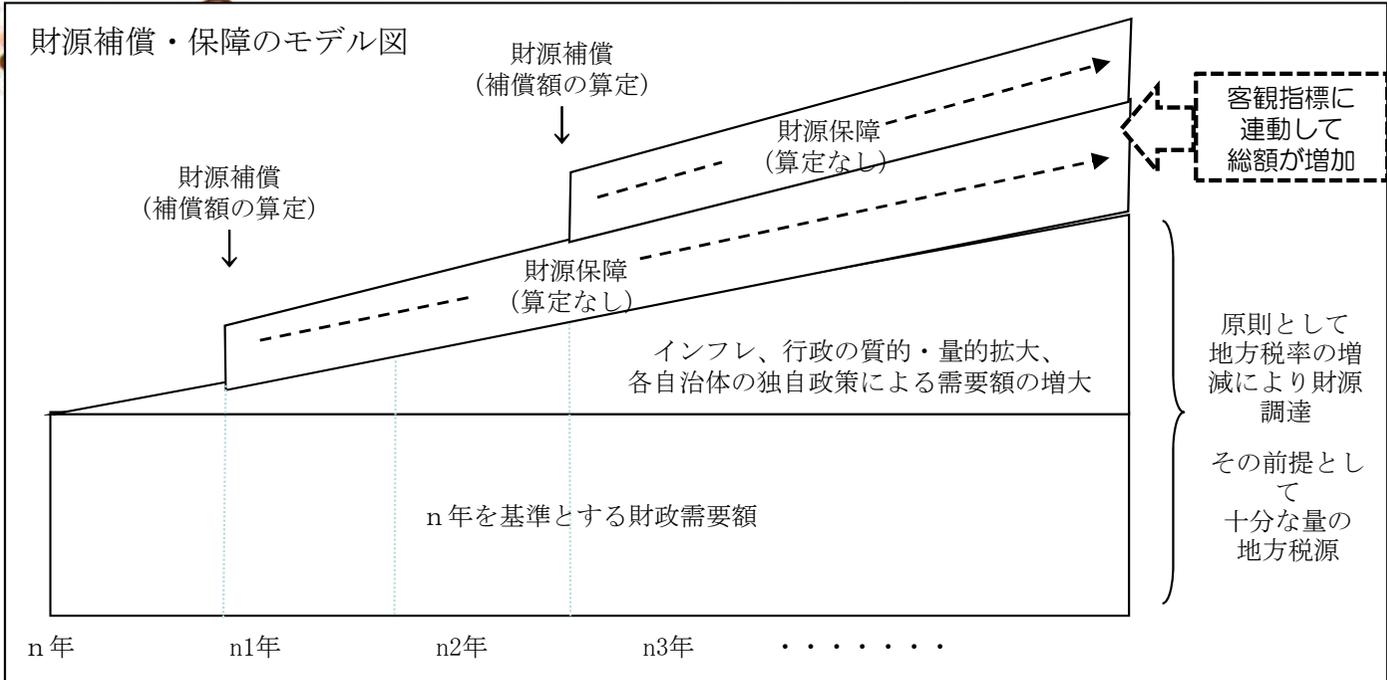
(1)「安定協定」の枠内の交付金

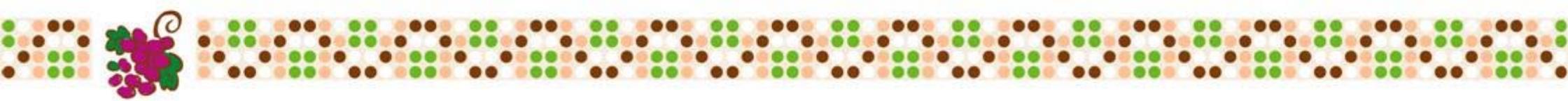
国 税 収 入 か ら 地 方 へ 「 直 入 」	経常総合交付金	DGF	41,380	41,390	0.0%	56.35%
	教員住宅特別交付金	DSI	26	24	-6.4%	0.03%
	地方議員交付金	DPEL	65	65	0.0%	0.09%
	コルシカ島石油製品内国消費税還付	—	40	41	2.0%	0.06%
	社会統合デパルトマン動員基金	FMDI	500	500	0.0%	0.68%
	中学校整備デパルトマン交付金	DDEC	326	326	0.0%	0.44%
	教育施設整備デパルトマン交付金	DDES	661	661	0.0%	0.90%
	被災自治体連帯基金	—	0	0	0.0%	0.00%
	教育施設建築・整備総合交付金	DGCES	3	3	0.0%	0.00%
	職業税・鉱山税課税ベース 損失補償交付金	—	35	59	68.9%	0.08%
	地方税減税補償	—	1,843	1,847	0.2%	2.51%
	職業税個別補償総合交付金	DUCSTP	527	447	-15.2%	0.61%
	地方直接税免税補償代替交付金	DTCE	947	875	-7.6%	1.19%
	「国税収入から直入」の合計		46,357	46,239	-0.25%	62.96%
国 の 予 算 か ら 交 付	農村自治体公共事業交付金	DETR	616	616	-0.1%	0.84%
	デパルトマン公共事業総合交付金	DDGE	224	224	0.2%	0.30%
	地方分権一般交付金	DGD	1,513	1,525	0.8%	2.08%
	農村部発展交付金	DDR	50	50	0.0%	0.07%
	パスポート・IDカード交付金	—	19	19	-0.7%	0.03%
	軍事基地流出自治体支援基金	—	10	0	-100.0%	0.00%
	海外自治体交付金	—	109	152	39.5%	0.21%
	各種補助金	—	4	4	0.0%	0.01%
	職業訓練分権一般交付金	—	1,702	1,703	0.0%	2.32%
	「安定協定」枠内の交付金合計		50,601	50,531	-0.1%	68.80%

(2)「安定協定」の枠外の交付金

「 直 入 」	職業税改革補償交付金	DCRTP	2530	3368	33.1%	4.59%
	コミュン連合税収補償交付金	—	—	40	—	0.05%
	法定減税補償	—	11128	10285	-7.6%	14.00%
	交通罰則金交付金	—	657	662	0.7%	0.90%
国 の 予 算	付加価値税補償基金	FCTVA	6040	5507	-8.8%	7.50%
	デパルトマン職業税平衡交付金 交付保障交付金	—	419	425	1.6%	0.58%
	各省庁の補助金(経常・資本)	—	2136	1946	-8.9%	2.65%
	地域事業に対する補助金	—	138	128	-7.2%	0.17%
	レジオンに対する職業実習整備・ 近代化財源の配分	—	—	555	—	0.76%
「安定協定」枠外の交付金合計			23048	22916	-0.6%	31.20%







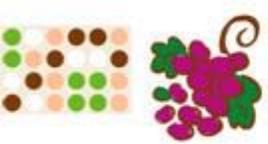
フランスの思想は「垂直調整の中での格差是正」であり、
「水平調整」は大変に困難なこと・・・

- ❖ 地方の首長・議会議長は「水平調整」を望まない、さらには拒否感を抱く。

財政調整が必要なら自治体間で「取った、取られた」になる水平ではなく、国からの交付金でやってくれというのが本音。

- ❖ フランスにおける地方議員の地位と影響力は絶大に大きい
- ❖ コミューンの数が多すぎて把握と比較が不可能であり、「取った・取られた調整」を構想すらできない
- ❖ 地方税の課税標準（不動産）の評価が、評価替えが40年以上されていない上に、自治体間で不均質なため、「取った・取られた調整」に耐えない





(2) 「水平調整」の実態は何か？

- ❖ フランス「水平調整」は、国家財政難のせいで導入された「多少の制度改革」。画期的な改革では決してない。
- ❖ フランスの特別な状況で成立する特殊な制度。
- ❖ (普遍的な事実) 「水平調整」は小規模にとどまり、財政調整のメインにはなりえない。
- ❖ (フランスの特別状況) 「垂直調整の中の格差是正」と「水平調整」は自治体の現場では同等の意味。両者の垣根はきわめて曖昧。
 - ① 地方税は国が徴収。自治体の議決した税収の1/12を毎月交付。国の交付金も同様に交付。
 - ② 国の交付金は、85.5% (2012年) が国税収入から地方へ「直入」。地方全体の共有税といってよいか。いずれにせよ地方税との区別は曖昧。

